

名古屋市国際交流活動助成要綱

(通則)

第1条 名古屋市国際交流活動助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 助成金は、国際交流事業の経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、名古屋市における市民レベルの国際交流活動の振興及び各種国際交流団体の育成を図り、本市の国際化の推進に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象団体は、次の各号をすべて満たす市民レベルの団体とする。

- (1) 市内に主たる活動の場を有する団体
 - (2) 助成対象事業の実施年度当初（4月1日）現在、結成後1年以上経過しており、かつ、助成対象事業を実施する年度の前年度に国際交流活動実績がある団体
 - (3) 一定の規約若しくはこれに類するものを有し、団体の名称、所在地、活動目的が明確である団体
 - (4) 会計責任者が存在し、会計経理が明確なことが確認できる団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める団体は、助成の対象としない。
- (1) 営利を目的としている団体
 - (2) 政治活動、宗教活動を目的としている団体
 - (3) 構成員の資格を制限している団体。ただし、団体の活動趣旨や形態を考慮したうえでやむを得ないと認められるものを除く
 - (4) 構成員の中に名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる団体

(助成対象事業)

第4条 前条に定める助成の対象団体が当該年度内に主催する以下の各号に示す事業で、広く本市の国際化に資すると市長が認める場合、助成を行う。

- (1) 多文化共生を推進する活動
- (2) 国際的な人物交流活動
- (3) 市民の国際理解を推進する普及啓発活動

- (4) 国際的な支援活動・国際協力活動
 - (5) その他、本市の国際交流推進に寄与すると市長が特に認める活動
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。
- (1) 営利を目的とした事業
 - (2) 団体の会員等、特定の参加者のみを対象とした事業
 - (3) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
 - (4) 公序良俗に反するおそれのある事業
- 3 同一年度内において、本市から助成を受けた事業については、本要綱による助成を受けることはできない。また、本要綱による同一の団体に対する助成は、同一年度内で1事業とする。
- 4 会場を市の公の施設とする場合において減免の適用を受けるときは、本要綱による助成を受けることはできない。
- 5 過去においてこの助成を受けた事業を、同一の団体が再度行う場合については、助成の優先度を低くする。

(助成対象経費)

第5条 事業の助成対象経費及びその限度額は次表のとおりとする。ただし、助成対象経費の合計額が、国内で行う事業については6万円未満、海外で行う事業については9万円未満の事業は助成の対象としない。

| 助成対象経費 | 限度額 |
|-----------------------|--------------|
| 1 会場使用料（備品、設営費等を含む。） | 30万円 |
| 2 講師謝礼 | 5万円（1人1日あたり） |
| 3 通訳料 | 3万円（1人1日あたり） |
| 4 保険料 | 2万円 |
| 5 印刷経費 | 30万円 |
| 6 海外運送費 | 30万円 |
| 7 通信経費 | 10万円 |
| 8 消耗品費（感染症対策に係るものに限る） | 10万円 |
| 9 教材費 | 5万円 |
| 10 バス借上料 | 8万円（1台1日あたり） |

- 2 主催・共催団体及びその会員等、関係者と認められる者に支払った経費は、助成の対象としない。

- 3 前条に規定する事業の目的を達成するのに直接必要であると認められない活動に対する経費は、助成の対象としない。
- 4 事業の内容にチャリティー活動（募金、寄付、バザーなど）が含まれる場合には、本条に規定する助成対象経費の中に当該活動に係る経費を含めることができない。
- 5 国又は本市以外の地方公共団体等から補助金・助成金等の交付を受けている場合は、その相当額を助成対象経費から除く。

（助成金額）

- 第6条 助成金額は、事業の助成対象経費の合計額の二分の一以内の額で、15万円を超えない額とする。ただし、海外で行う事業の助成金額は、事業の助成対象経費の合計額の三分の一以内の額で、15万円を超えない額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、姉妹友好都市及びパートナー都市（パートナー締結分野）関連事業の助成金額は、当該事業の助成対象経費の合計額の二分の一以内の額で、20万円を超えない額とする。ただし、海外で行う姉妹友好都市及びパートナー都市（パートナー締結分野）関連事業の助成金額は、事業の助成対象経費の合計額の三分の一以内の額で、20万円を超えない額とする。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金額に1千円未満の額があるときは、1千円未満の金額を切り捨てたものを助成金額とする。

（申請方法）

- 第7条 規則第4条に基づく申請は、様式1-1、様式1-2、様式1-3に市長が必要と認めるものを添付し、別に定める申請期間内に市長に対して行わなければならない。

（交付の決定等）

- 第8条 規則第4条に基づく申請に対し、規則第5条に定める審査を行うにあたっては、市長は、別に定める名古屋市国際交流活動助成審査委員会（以下「助成審査委員会」という。）に付議しなければならない。
- 2 助成審査委員会は、以下の各号に示す事項について審査し意見をする。
 - (1) 助成の対象としての必要性・公共性・妥当性
 - (2) 助成の対象と認められる場合、その助成金額
 - (3) その他助成の対象とする場合において付すべき条件
 - 3 市長は、前項の意見をふまえ、規則第5条に基づく審査等を行い、規則第5条及び第6条に基づく交付及び不交付の決定をしたときは、規則第7条に基づき通知を行う。

（申請の取下げ）

第 9 条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）は規則第 8 条に基づき申請を取り下げの場合は、前条の交付決定の通知を受けてから 10 日以内に行わなければならない。

2 受給者は、交付決定後生じた事情の変更により、受給者が事業を遂行することができない場合において、当該事業の申請を取り下げることができる。

3 第 1 項、第 2 項に基づき申請を取り下げの場合は様式 2 により申請を行う。

（助成対象事業の内容変更）

第 10 条 受給者は、第 7 条の規定により提出した書類の内容について変更しようとするときは、様式 3 により申請を行い、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、規則第 18 条第 1 項に定めるもののほか、受給者が、次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）助成対象事業を実施する意思が認められないとき

（2）助成対象事業を完了する見込みがないと認められるとき

（3）助成対象事業内容が大幅に変更になるなど、事業の当初目的が達成されないと認められるとき

（4）交付決定に際し条件を付した場合において、当該条件に違反したとき

（5）規則又はこの要綱の規定に違反したとき

（6）虚偽その他不適正な申請を行ったとき

（7）助成対象事業において、公序良俗に反する事業があることが判明したとき

（8）法令違反をしたとき

（9）その他交付決定を取り消すことが適当と認められるとき

（10）第 3 条第 2 項に該当することとなったとき又は申請をしたときに第 3 条第 2 項に該当していたことが判明したとき

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条に基づき、受給者が行う実績報告は、第 8 条 3 項の交付決定の通知を受けた日もしくは事業完了日から起算して 30 日以内に様式 4-1 及び様式 4-2 に領収書の写し（助成対象経費に係る部分のみ）その他市長が必要と認めるものを添付して行わなければならない。ただし、当該年度の 3 月 31 日を過ぎてはならない。

（額の確定）

第 12 条 市長は前条に定める実績報告を受けたときは、当該報告の内容審査を行い、内容が適正であることを確認の上、第 8 条で決定した額を限度に助成金の額を確定し、受給者に通知する。

2 前項の場合において、助成事業の実施に要した額が第8条で決定した額に満たない場合は、当該現に要した額により助成金額を確定するものとする。

(助成金の請求)

第13条 受給者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式4-3により、市長に対して請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による適正な請求を受理してから30日以内に、受給者が指定する銀行口座に助成金を振り込むことにより交付する。

(助成金の返還等)

第14条 受給者は、規則第19条に定めるもののほか、第10条第2項の各号のいずれかに該当する場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、市長の定める期限までに、その助成金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の実施について、必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度以降の予算に係る名古屋市国際交流活動助成金について適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降の予算に係る名古屋市国際交流活動助成金について適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降の申請から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降の申請から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。